

第一種区画漁業権の海区漁場計画（変更素案）

第1 第一種区画漁業権の海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

公示番号 一区第120号

(1) 漁場の位置（漁場名） 宮古市白浜地先（白浜）

(2) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 36.699 分、東経 141 度 58.442 分

イ点 北緯 39 度 36.845 分、東経 141 度 58.265 分

ウ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分

エ点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分

オ点 北緯 39 度 37.315 分、東経 141 度 58.892 分

カ点 北緯 39 度 37.155 分、東経 141 度 59.145 分

キ点 北緯 39 度 36.996 分、東経 141 度 58.990 分

ク点 北緯 39 度 37.149 分、東経 141 度 58.730 分

ケ点 北緯 39 度 36.979 分、東経 141 度 58.537 分

コ点 北緯 39 度 36.944 分、東経 141 度 58.586 分

サ点 北緯 39 度 36.904 分、東経 141 度 58.548 分

シ点 北緯 39 度 36.854 分、東経 141 度 58.628 分

(3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

(7) 条件

イ点及びイ点と北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分の点を結ぶ直線を直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第332号

(1) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）

(2) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 56.295 分、東経 141 度 42.131 分

イ点 北緯 38 度 55.597 分、東経 141 度 41.605 分

ウ点 北緯 38 度 55.957 分、東経 141 度 40.987 分

エ点 北緯 38 度 56.787 分、東経 141 度 40.426 分

オ点 北緯 38 度 57.198 分、東経 141 度 41.256 分

カ点 北緯 38 度 57.029 分、東経 141 度 41.325 分

キ点 北緯 38 度 56.995 分、東経 141 度 41.349 分

(3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 陸前高田市広田町

(7) 条件

イ、ウ及びエの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 333 号

(1) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先(大陽)

(2) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 38 度 57.235 分、東経 141 度 41.325 分

イ点 北緯 38 度 57.190 分、東経 141 度 40.185 分

ウ点 北緯 38 度 58.416 分、東経 141 度 39.357 分

エ点 北緯 38 度 58.744 分、東経 141 度 39.996 分

オ点 北緯 38 度 58.810 分、東経 141 度 40.097 分

(3) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 陸前高田市広田町
- (7) 条件

イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

第2 申請期間等

- 1 漁業の免許予定日 令和7年10月1日
- 2 沿岸漁場管理団体の指定予定日 なし
- 3 申請期間 未定